

監査告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定により、農業委員会事務局の定例監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を公表する。

令和7年4月28日

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 板 垣 致江子

1 監査の対象

農業委員会事務局の令和6年4月1日から令和7年2月末までの財務事務及び関連事務事業の執行状況

2 監査の期日 令和7年4月28日

3 準拠基準 南陽市監査基準

4 監査の着眼点

監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

提出された書類等に基づき監査した結果、指摘する事項は無かった。